

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日は、
翌日付)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

◆告 示 解除予定の保安林

土地改良事業計画の適否の決定(十一件)

開発行為に関する工事の完了(二一件)

◆選管告示

選挙管理委員会の招集

◆公 告

消防設備士試験の合格者

告 示

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十一号

昭和四十九年七月二十五日付けで東伯郡羽合町大字上浅津五〇三番地出西利秋ほか五十六人の者から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字柄原字不動山国有林(次の図に示す部分に限る。)

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県告示第八百十三号

昭和四十九年七月三十一日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十五号

昭和四十九年七月十日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（福清地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十四号

昭和四十九年七月十日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（入蔵地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和四十九年九月二十五日から二十日間

三　縦覧に供する場所

西伯町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十六号

昭和四十九年七月十日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（福成地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和四十九年九月二十五日から二十日間

三　縦覧に供する場所

西伯町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十七号

昭和四十九年七月十八日付けで会見町から申請のあつた土地改良（田住地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和四十九年九月二十五日から二十日間

三　縦覧に供する場所

会見町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十八号

昭和四十九年七月三十一日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（今吉地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

昭和四十九年九月二十五日から二十日間
縦覧に供する場所

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十九号

昭和四十九年八月二十日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（原地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

鳥取県告示第八百二十一号

昭和四十九年八月十五日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（大立地区区画整理）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十三号

昭和四十九年七月三十日付けで大山町から申請のあつた土地改良（種原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

昭和四十九年七月三十日付けで大山町から申請のあつた土地改良（前地、区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

三 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

昭和四十九年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年九月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十九年九月二十六日 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第二応接室

- 三 議題 昭和四十九年六月二十八日執行の岩美町議會議員の一般選舉における当選の効力に関する審査の申立てについて
- 次の一の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。
- 昭和四十九年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公 告

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十八年六月二十八日 鳥取県指令受都計第五百七十七号

昭和49年8月9日及び9月8日に実施した消防設備士試験の合格者は、

次のとおりである。

昭和49年9月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 甲種第一類消防設備士試験

宍戸、幸雄	野田、欽一	馬壁、聖	高木、公明	光森、良和	町田、研	高木、公明	守山、康仁	稻村、晴雄	浜田、健次
塙田、孝宏	杉本、政明	早田、公英	林、義人	岩崎、富男	宮本、安幸	岩崎、富男	田中、昇	瀬田、隆夫	濱崎、康
角島、康隆	東森、紀夫	原、武史	藤井、光治	藤井、光治	村上、義昭	藤井、光治	御船、美彦	大西、豊	大塙、忠雄
松田、昭彦	松井、和博	田原美佐雄	古都、久志	広芳節太郎	宮本、安幸	古都、久志	御船、美彦	荒木、健雄	寺岡、武人
金田、隆夫	亀山、一男	江種、博之	岡島、吉正	岡島、吉正	田中、一夫	青木、一憲	下山、武男	守山、康仁	守山、康仁
遠藤、忠男	平木、正	計久、一村	室田、嘉久	伊佐田幸雄	清木、廣実	田中、一夫	横山、澤範	瀬田、隆夫	瀬田、隆夫
鶴田、裕昭	都田、計久	谷口、正和	高見純一郎	伊藤、達也	横山、澤範	青木、一憲	清水、廣実	大西、豊	大西、豊
鈴木、伸一	鉢本、伸一	伊藤、達也	住吉、三男	世良田梶高	夏井、頼雄	夏井、頼雄	横山、澤範	荒木、健雄	荒木、健雄
杉山、慶次	妹尾、亜夫	高見純一郎	樋口、延幸	圓月、港	岡田、浩二	岡田、浩二	守山、康仁	守山、康仁	守山、康仁
森山、康伸	森本、岩松	伊藤、達也	河村、和利	島崎、正弘	吉田、明男	吉田、明男	河村、和利	河村、和利	河村、和利
中村、博之	小林、広幸	高見純一郎	守山、康仁	富盛、智光	楠井、秀樹	上田、卓	黒見、収	笠田、絃史	笠田、絃史
小林、広幸	河村、和利	伊藤、達也	守山、康仁	富盛、智光	渡辺、正昭	圓月、港	島崎、正弘	清水、廣実	清水、廣実
守山、康仁	河村、和利	高見純一郎	河村、和利	河村、和利	下山、武男	結城、将光	岡田、浩二	八幡、稔	八幡、稔
2 甲種第二類消防設備士試験	3 甲種第三類消防設備士試験	4 甲種第四類消防設備士試験	5 甲種第五類消防設備士試験	6 乙種第一類消防設備士試験	7 乙種第三類消防設備士試験	8 乙種第五類消防設備士試験	9 乙種第六類消防設備士試験	10 乙種第七類消防設備士試験	11 乙種第八類消防設備士試験
圓月、港	小林、広幸	河村、和利	勢木志津雄	楠井、秀樹	上田、卓	黒見、収	笠田、絃史	向井、義史	河村、和利
野沢、康男	寺岡、武人	河村、和利		渡辺、正昭	圓月、港	島崎、正弘	清水、廣実	高見、昭弘	河村、和利
山下、進選	圓月、港	小林、広幸		下山、武男	結城、将光	岡田、浩二	八幡、稔	坂本、友一	坂本、友一
野沢、康男	勢木志津雄	河村、和利		坂本、友一	田上、義昭	田村、隆夫	木村、真治	細田、稔	細田、稔
		島崎、正弘			田中、昇	田中、昇	御船、美彦		